

燕市在宅介護保険サービス 利用者負担軽減事業

燕市では、生計が困難な人を対象に、在宅の介護保険サービスの利用料の3割を軽減する事業を実施しています。

※「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減事業」とは別のものです。

対象となる人

軽減を受けることができる人は、以下のすべてに該当する人です。

- ① 介護保険の要介護度が、要支援1・2または要介護1・2であること
- ② 介護保険料の所得段階が第1段階であること（※別紙参照）
- ③ 他の親族の市町村民税の扶養親族となっていないこと
- ④ 他の親族の加入する医療保険（協会けんぽなど）の被扶養者となっていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと
- ⑥ 生活保護法の規定による介護扶助を受けていないこと

※1 軽減認定の期間が4/1～7/31の場合は前年度の所得段階、8/1～3/31の場合は当年度の所得段階で判定します。

※2 第2号被保険者は、第1号被保険者とみなして算定した所得段階で判定します。

軽減の対象となるサービス

軽減助成の対象となる介護保険サービスは次のとおりです。

種別	対象となるサービス
居宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与
介護予防サービス	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

軽減助成額

利用者負担額の3/10相当額（軽減助成の対象となる介護保険サービスのみ）

軽減の手続き

この軽減を受けるためには、事前に市へ申請を行い、利用者負担軽減の対象者として認定を受ける必要があります。（認定申請は毎年度更新が必要です。）

なお、軽減の認定後は、市で軽減助成額を算定し、指定された口座へ振り込みます。

振り込みはサービス利用月の概ね3か月後になります。（その都度、軽減助成の申請をする必要はありません。）

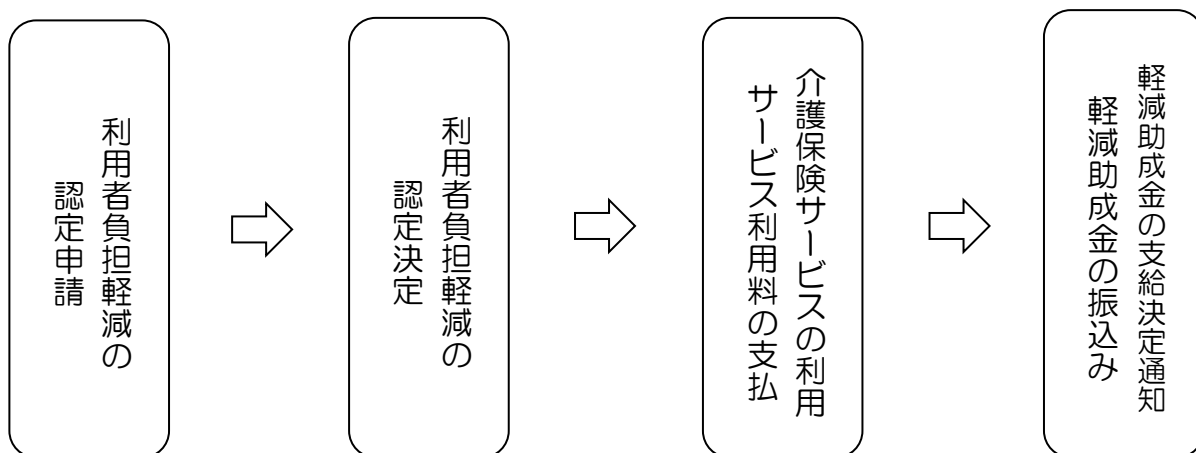
●申請に必要な書類

- ① 燕市在宅介護保険サービス利用者負担軽減事業認定申請書
- ② 収入等申告書
- ③ 医療保険の被保険者証の写し
- ④ 振込先の預金通帳の写し

※上記①、②の申請書、収入等申告書は、長寿福祉課長寿福祉係（市役所1階26・27番）の窓口にて用意してあります。

（市のホームページからダウンロードすることもできます。）

サービスの流れ（参考）



お問い合わせ先
燕市長寿福祉課長寿福祉係
電話 0256-77-8175（直通）

(参考) 所得段階別の介護保険料

所得段階	対象者となる方	令和3年度 保険料年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none">生活保護を受けている方老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方世帯全員が市民税非課税かつ本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	22,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	37,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	52,900円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	68,000円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	75,600円
第6段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の方	90,700円
第7段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	98,300円
第8段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	113,400円
第9段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額が320万円以上の方	128,500円